

寄稿論文

『勅修百丈清規』版本小考

古松 崇志
京都大学人文科学研究所 助手

唐代後半の禪僧百丈懷海が定めたと伝えられる「百丈清規」（古清規と呼ばれる）は、禪宗寺院における儀式や生活を規定する規則集である。古清規原本は早くに失われたとされるが⁽¹⁾、宋代から元代にかけ、中国において禪宗が広まり社会に根付いていくにつれて、様々な種類の清規が編纂された。こうした先行する清規を集大成したものが、本稿で取り上げる「勅修百丈清規」である。

『勅修百丈清規』は、十四世紀前半、モンゴル政権支配下の元代中国において、時の大カアンであった順帝トゴンテムル Toyon-Temür のジャルリク Jarlyk をいただき、その権威づけのもとに江南で編纂・刊行された。ジャルリクとはモンゴル語であるが、漢語では「聖旨」と訳され、大カアン自身の「おおせ」、すなわち口頭による命令を文書化したものを意味し、他のあらゆる命令を凌駕する絶対的な権威を持っていた。本書の題名に「勅修」という言葉が冠せられているのはそのためである。編纂を主導した禪僧笑隱大訴は、文宗トクテムル Toq-Temür のカアン即位を記念して金陵（トクテムルの即位に際して「建康」から「集慶」と改称。現在の南京）に創建された官営の禪宗寺院である大龍翔集慶寺の住持であった。彼は当時の政権有力者や文人官僚たちと広範な交流を持っていた当代きつての文化人であり、元末の江南文化を代表する人物の一人であると言ってよい。笑隱が編纂者の東陽徳輝とともに政権関係者へ運動を行って、ジャルリクの権威づけ（特許状）を得た結果、従来用いられていた清規をすべて淘汰し、『勅修百丈清規』が禪宗寺院の清規の決定版たる地位を獲得することに成功する。そして、それはそのまま明代に受け継がれ、明初に重刻が行われたほか、万暦年間には北京で刊刻事業が行われた勅版大藏經（いわゆる「北藏」）の続蔵部分より大藏經に入れられることになる。

このように、『勅修百丈清規』成立の事情は、モンゴル政権と極めて密接な関係を持つものであった。本書の冒頭にモンゴル語直訳体漢文で書かれたトゴンテムルのジャルリク（元統三年（一三三五）七月）及び

当時の佛教界の最高指導者たるチベット仏教の帝師クンガギエンツエンパルサンボの法旨（至元二年（一三三六）二月）、杭州に置かれた江南の佛教統轄機構である行宣政院発給にかかる劄付（命令文書）（至元二年（一三三六））の計三通の官文書が著録されていること自体、そのことをはっきりと示すものである。それゆえ、本書成立の事情とその周辺状況を詳細に解明することは、元代中国における政権と宗教教団の関係を考えるためにまたとない事例を提供するものである。加えて、元代に編纂された清規が明代にそのまま踏襲され、大藏經にも入れられて、禪宗教団を律する柱として機能したという事実を考えるならば⁽²⁾、中国禪宗史のみならず佛教史、さらには文化史上における元代から明代への連続性という、これまでの研究に欠けていた視点を掘り起こすことが可能となる。

『勅修百丈清規』は中国で出版された後、日本にもいち早く伝えられた。当時、日本と中国の間では、禪僧を中心とする民間レベルでの交流が空前の活況を呈していた。こうした状況のもと、日本の五山叢林において本書は広く受容され、南北朝時代から室町時代にかけて繰り返し刊刻・出版が行われたのであった。本書の日本における受容は中国江南の禪宗制度の直輸入を意味しており、室町時代になって夢窓疎石門派が勢力を拡張し、教団化を進展させていく日本五山の制度整備との関連を探っていく必要がある⁽³⁾。また、清規の編纂を主導した笑隱大訴の詩文集『蒲室集』が五山禪僧たちに広く読まれ、五山文学に大きな影響を及ぼしている点も注目される。

以上のように、『勅修百丈清規』の編纂と流傳に関する研究を通じて、元代中国江南の政治・文化状況を浮き彫りにし、そしてこれまで看過されがちだった中国佛教史における元代という時代の意味を再検討し、さらに中国江南の禪宗が直接日本に受容されるという日元交流の最も肝要な部分を明らかにすることが可能となるのである。

筆者はこうした観点から、現在研究を進めているところであるが、この小論では、研究のための基礎作業

として、『勅修百丈清規』の版本について考察を加えておくことにする。昨今中国では、大規模な古籍影印出版が盛んに行われてきており、その結果として典籍版本に関する知見が一新されつつある。近年の大蔵經研究の進展もまたこうした動きと無縁ではない。『勅修百丈清規』についても例外ではなく、従来閲覧することが難しかった中国大陆にしか存在しない版本を影印本の形で容易に見ることができるようになった。こうした新たな知見を加えて、ここで版本の系統を整理しておくことは無意味ではなかろう。編纂の経緯・背景を含め、より内容に踏み込んだ議論については、すべて別稿において取り扱うことにする。

まず、現存する『勅修百丈清規』の版本について書誌情報を載せ、簡単な解説を加えておく。版本によって卷頭・卷末に附せられた附録の内容・順番が異なるので、それもあわせて記しておく。ちなみに、五山版については十本以上の版本が日本に現存していると考えられるが、それらすべてにあたって調査したわけではなく、考察ははなはだ不十分に止まっていることを予めお断りしておきたい。また、日本伝来の『勅修百丈清規』の受容を考える上では、五山叢林での講義の記録である抄物もまたきわめて重要であるが、ここでは『勅修百丈清規』そのもののテキストを考えるために、さしあたり考察の対象外とする。

1. 元至正三年（一三四三）建安余氏刊本⁽⁴⁾

京都大学附属図書館谷村文庫所蔵。

卷頭目録末に「至正癸未良月余氏思庵刊行」、卷末に「不欺道人余贊子校勘刊行」の刊記。十三行二十三字、版框縦二〇・二センチ×横一二・九センチ、黒口四周双刃。

附録：卷頭／目録、官文書、黄溍撰「百丈山大智寿聖禪寺天下師表閣記」（至元二年（一三三六）二月立石）、歐陽玄撰「勅修百丈清規叙」（至元二年三月撰）（補抄）。卷末／唐・陳翊撰「唐洪州百丈山故懷海禪師塔銘」、宋・楊億撰「古清規序」、宋・宗頤撰「崇寧清規序」、宋・惟勉撰「咸淳清規序」、式咸撰「至大清規序」、東陽德輝撰後序（至元四年三月撰）。

宋代以来江南における出版中心地のひとつであった福建建安の著名な書肆余氏が元至正三年に刊刻・出版したものである。管見の限り、世界で唯一の孤本であり、『勅修百丈清規』元版はこの版本しか現存しない。冒頭文書は順帝トゴンテムル聖旨、帝師クンガギエンツエンバルサンボ法旨、行宣政院劄付の計三通の官文書であり、他のすべての版本もこの三通の官文書を載

せる。卷頭の歐陽玄の序は補抄である。この版本は日本に伝來して以後、もとの元刊本を切り取って（サイズ半葉縦二五・〇センチ×横一三・八センチ）、より大型の紙（サイズ半葉縦二七・三センチ×横二一・五センチ）に貼附して改めて装丁しなおしたものである。補抄はその際に行わたと考えられる。ちなみに、余白にみられる書き込みもまた再装丁してから書き加えられたものである。書き込みは内容より室町時代のものと考えられるから⁽⁵⁾、再装丁もかなり早い段階で行われたものと考えられる。さらに、再装丁の際に附録の文章の順序が元刊本本来の順序とは変えられている可能性がある。ほかのすべての版本では冒頭に官文書があるにもかかわらず、この版本のみ官文書の前に目録があるのは、装丁の際に入れ替えられたためかもしれない。次に問題なのが、附録に含まれる黄溍撰の「百丈山大智寿聖禪寺天下師表閣記」の位置である。目録では卷末の附録が「百丈禪師塔銘 百丈山天下師表閣記 古清規序 崇寧清規序 咸淳清規序 至大清規序」という順番に記されており、卷末にあることになっているが、現在の装丁では卷頭の官文書の後、歐陽玄の序の前に綴じられている。これは五山版と同じ順序である。ところが、卷末の塔銘の最終葉の版心葉数は「六十七」とあり、その後に続いている古清規序の最初葉の版心には「七十」とある。「百丈山大智寿聖禪寺天下師表閣記」はちょうど二葉であるが、その版心の葉数を示す数字は「六十八」「六十九」と読めることから考えて、元刊本本来の装丁では目録にみえるとおり、百丈禪師塔銘、百丈山天下師表閣記、古清規序という順序だった可能性が高い。ただし、中国で当初装丁された際に既に順番に入れ替えられていた可能性も完全に排除することはできない。

2. 元刊本

上海涵芬樓旧藏、「涵芬樓廬餘書録」所収⁽⁶⁾。

一九三二年にその多くが焼失した上海涵芬樓（東方図書館善本部）蔵書のうち、焼け残ったものを張元濟が記録した「涵芬樓廬餘書録」（子部）にみえる。現在の存佚は不明。「涵芬樓廬餘書録」によれば、「半葉十行、行二十四字、大小同数、寫印絕精。」とあり、卷末には「西蜀古渝助縁劉普權・蘇善明・劉福祐」という助縁者を記す一行があるとする。「古渝」とはいにしえの渝州、すなわち重慶を指す。附著として百丈懷海塔銘、新旧序文のほか、「日用寒暄文」「祖師行錄」「寺產四至」を含むとするが、この三つは現存するいずれの版本においても確認できない。「元至元刊本」とするが、恐らく単に至元年間の東陽德輝の後序がある

ことによるもので、刊記など明確な証拠となるものは無く、元刊本であるかどうかも不明とせざるを得ない。ただし、後述するように、十行二十四字、大小同数という行格は北京図書館所蔵の明初刊本と一致し、同じ系統の刊本である可能性が高い。

3. 五山版⁽⁷⁾

①文和五年（一三五六＝元至正十六年）刊本

東洋文庫岩崎文庫などに所蔵。

十三行二十三字、版框縦二二・一センチ×横一六・

○センチ、黒口左右双辺。「何刊」（縁起三葉）、「何」（巻上一葉）の刻工名。

附録：卷頭／官文書、黄潛撰「百丈山大智寿聖禪寺天下師表閣記」、歐陽玄撰「勅修百丈清規叙」、目録。卷末／唐・陳翊撰「唐洪州百丈山故懷海禪師塔銘」、宋・楊億撰「古清規序」、宋・宗頤撰「崇寧清規序」、宋・惟勉撰「咸淳清規序」、式咸撰「至大清規序」、歐陽玄撰「加祖号跋」（至正七年（一三四七）六月撰）、一山了萬書、晦機元熙書（延祐元年（一三一四）十二月撰）、杜本題（延祐三年（一三一六）冬撰）、古鏡明千刊語（文和五年撰）、東陽德輝撰後序。

五山版のうちもっとも古いものである。当時日元交流が活況を呈し、日本の禅僧の間で中国留学が流行するなか、建武二年（一三三五＝元至元元年）より十年以上入元した経歴を持つ古鏡明千が刊刻事業を興したものである。彼は入元中に入手した『勅修百丈清規』を持ち帰って京都で刊行したと考えられる⁽⁸⁾。卷末附録の歐陽玄撰「加祖号跋」、一山了萬書、晦機元熙書、杜本題は中国刊本にはみえず、五山版のみに残されるもので、きわめて貴重である。これらの附録が日本で独自に編集されたものとは考えにくく、五山版に基づいた、附録を増補した重刊本が当時中国江南で出版されていたことを想定しうる。それは、「加祖号跋」が書かれた至正七年（一三四七）以後、最初の五山版が出版される至正十六年（文和五年、一三五六）より以前に刊刻された、ということになる。東陽德輝らによる清規編纂が完成したのは至元四年（一三三九）であるから、それからわずか十七年後に早くも日本において五山版が刊行されることになるが、この重刊本が大陸で出版されてから数えると十年も経っていないことが分かるだろう。古鏡明千はまさしく当時の最新版をもとに刊刻事業を行ったのである。後に列挙した五山版はすべて文和刊本が基になっており、日本五山での『勅修百丈清規』の盛行は古鏡によるこの刊刻から始まったのであった。

②五山版無刊記本①

京都大学附属図書館谷村文庫などに所蔵。

十三行二十三字、版框縦二一・八センチ×横一六・

○センチ、黒口左右双辺。

川瀬氏によると、文和刊本に補刻が加わり、古鏡明千の刊語がなくなったもの。附録は古鏡明千の刊語が無いことを除き、文和刊本と同じ。京都大学の谷村文庫所蔵本は目録が無い。

③五山版無刊記本②

国会図書館、東洋文庫岩崎文庫などに所蔵。

十三行二十三字、版框縦二一・八センチ×横一六・

○センチ、黒口左右双辺。

卷頭に付す官文書のうち、帝師法旨で、帝師の名の「ト」とすべきところを「上」に誤ったり、法旨の後ろに「小人」の陰刻があつたりするなど、先行する五山版とは別刊本であることが分かる。文和刊本より版框が若干小さくなっている、文和刊本の覆刻本と考えられる。東洋文庫岩崎文庫所蔵本には長禄二年（一四五八）の跋文書き入れがあり、それ以前に刊刻されたものだということが分かる。附録も無刊記であるほかは文和刊本と一致する。

4. 明初刊本

北京図書館所蔵、『統修四庫全書』一二八一（上海古籍出版社、一九九五）所収。

十行二十四字、版框縦二二・一センチ×横一三・一センチ、黒口四周双辺。

附録：卷頭／官文書、目録。卷末／唐・陳翊撰「唐洪州百丈山故懷海禪師塔銘」、黃潛撰「百丈山大智寿聖禪寺天下師表閣記」宋・楊億撰「古清規序」、宋・宗頤撰「崇寧清規序」、宋・惟勉撰「咸淳清規序」、式咸撰「至大清規序」、歐陽玄撰「勅修百丈清規叙」、東陽德輝撰後序。

從来日本ではみられない版本であったが、『統修四庫全書』の出版によってその全貌をみることができるようになった。刊記などではなく『統修四庫全書』は単に「明刊本」とするのみであるが、筆者が明初刊本と推定する理由は、改行擇頭や字体などに元刊本の体裁が色濃く残されていることに加え、冒頭の官文書は元代の3通であり、北藏以下の大藏經本に載せられている正統七年（一四四二）の官文書がなく、それ以前の出版であると考えられるからである。この版本は元版や五山版と比較すると字句の誤りが多く、また改行すべきところで改行していない箇所が散見するなど、問題が多い⁽⁹⁾。附録の排列は、卷頭には官文書が載せられるのみでほかはすべて巻末に配しており、五山版

とは異なる。

5. 大蔵経本

①明北蔵（万曆刻本）本⁽¹⁰⁾

『中華大蔵經』第七九冊（中華書局、一九九四）所収。

いわゆる北蔵は初め永樂～正統年間に北京で刊刻された勅版大蔵經。正統年間に完成した北蔵は六三六函、六三六一卷から成り、万曆年間に続蔵四一函、四一〇卷が追加され、新たに大蔵經に入れられている。『大明三藏聖教北蔵目録』（『昭和法宝総目録』第二卷所収）によると、「大明統入蔵諸集」の部分に『勅修百丈清規』（「南蔵缺」の付記）がみえており、万曆年間に続蔵部分が刊刻されるときになって初めて入蔵したことが判明する。それゆえ『中華大蔵經』第七九冊に收められる本書は「明永樂北蔵本」と記されているが、正しくは万曆年間刊刻北蔵本である⁽¹¹⁾。周知の通り、明代の大蔵經には北京で刊刻された北蔵のほか、南京で洪武年間より刊刻事業が始まったいわゆる南蔵がある。北蔵目録は万曆十四年（一五八六）以後につくられたとされるが、「南蔵缺」と注記されていることから、その時点では南蔵に『勅修百丈清規』が含まれていなかつたことが分かる。その後、万曆四十八年（一六二〇）ごろまでには南蔵にも続蔵部分が追加されたことが判明しており⁽¹²⁾、本書には南蔵本も存在するはずである。巻頭の官文書は、従来の元代文書三通に加え、冒頭に正統七年（一四四二）の重刊の際の官文書一通（礼部尚書胡漢題本）を新たに付加している。すなわち、北蔵本は正統七年の奉勅重刊本をもとにしていることが分かる。また、北蔵本のテキストは北京図書館蔵明初刊本をもとにしたものである（後述）。全体を八卷に分かつのはこの北蔵本からで、後の大正大蔵經本に至るまで受け継がれていくが、巻の分け方に不適切なところがあり⁽¹³⁾、問題がある。

②明嘉興蔵本

『明版嘉興大蔵經』第九冊（新文豊出版公司、一九八七）所収。

万曆十七年（一五八九）に五臺山で刊刻開始、四年後に杭州徑山に移り、装丁は嘉興の楞嚴寺で行われた。正蔵部分は崇禎十五年（一六四二）から十六年ごろに完成した方冊本大蔵經。北蔵を底本とする。各巻末に音釈を付す。この版本を基にした和刻本もある。

③清龍蔵本

『乾隆大蔵經』第一四六冊（新文豊出版公司、一九九一）所収。

清朝の勅版漢文大蔵經、清雍正年間から乾隆年間に

かけて刊刻。嘉興蔵をふまえ、音釈を付す。

④大正大蔵經本

『大正大蔵經』第四八卷、諸宗部五（大正新修大蔵經刊行会、一九二八）所収。

増上寺所蔵明報恩蔵本（万曆年間刊刻の南蔵本か？）、宮内庁書陵部所蔵五山版に基づく。本文は八卷に分かつなど大蔵經本に基づいている。附録は五山版独自のものもすべて載せている。

以上のように、現存する『勅修百丈清規』の版本は大別して、元刊本、五山版諸本、明初刊本、大蔵經諸本に分かれる。ここではそれぞれの版本の関係、系統について考察しておこう。

元刊本（1）は至正三年に建安で出版された刊本が現存唯一のものであるが、その出版は一度のみであったわけではない。『勅修百丈清規』はカアンのジャルリクを得て國家の認可のもとに編纂された国家編纂物であり、金陵の官寺たる大龍翔集慶寺において編纂されたものである。当時の国家編纂物の出版形態のパターンから考えると、大龍翔集慶寺と密接な関わりを持っていた江南行御史臺による援助のもと、金陵において最初に刊刻事業が行われた可能性は高い。（このことについては、別稿において論ずる。）冒頭のジャルリク（特許状）によって、唯一通行可能な清規としてのお墨付きを得ている以上、広く江南各地の禪宗寺院で用いるべく、何度も刊刻が行われたと考えられる。上海涵芬樓旧蔵の元刊本とされる版本（2）には四川重慶の助縁者の名が刻されていたとの記録（73頁参照）があり、本書流布の広がりをうかがわせるし、五山版のもとになった附録を増補した重刊本、明初刊本のもとになった別系統の刊本などの存在が想定され、元代において既に複数の版本があったことは疑いない。

最初の五山版である文和刊本（3①）は現存する元建安刊本（1）の覆刻本ではなく、二つの版本の間には直接の親子関係は無い。そのことは、版框の形態・大きさ、附録の内容・配列が異なることから明らかである。しかし、五山版の本文のテキスト内容は、現存する元刊本と行格が同じであるのみならず、字句もほぼ一致するので、版本の系統としては基本的に同一線上にあると考えてよい。既に記したように、五山版の巻末に附せられた歐陽玄撰「加祖号跋」、一山了萬書、晦機元熙書、杜本題はここにしかみえない独自の記録である。編者の東陽德輝や笑隱大師の師にあたる晦機元熙や一山了萬らが記したものを含め、その内容は清規の成立を考える上できわめて貴重である。（内容の検討についてはすべて別稿に譲る。）

各種の五山版については、既述の通り、十本以上にのぼると考えられる五山版各本を詳細に検討する余裕を筆者は持たず、一部の版本を調査したにとどまり、今のところ五山版各本相互の関係を明らかにすることはできなかった。ゆえに、ここでは川瀬氏の研究に従って三種類に分類しておいた。いずれにせよ、実に多くの五山版版本が残存し、なおかつ補刻がしばしば行われているという事実は、南北朝時代から室町時代にかけての五山をはじめとする日本の禅宗寺院において、『勅修百丈清規』に対する需要がいかに大きかったかをうかがわせるに十分である。

続いて、北京図書館所蔵明初刊本（4）と大藏経本（5）の考察に移りたい。明初刊本は既述の通り、元刊本をもとにしたものである。十行二十四字という行格及び目録の附著の最後のところに「日用寒暄文」と共に含むことよりすれば⁽¹⁴⁾、『涵芬樓餘書録』に収められる元刊本とされる版本（2）と関係があると考えられる。明代になると、『勅修百丈清規』はいわゆる北藏の統藏として万暦年間に入蔵を果たすが、既述の通りその底本となったのは正統年間の重刊本である。そして正統重刊本が底本としたのがこの明初刊本なのである。そのことは元刊本と明初刊本の対校作業から明らかとなる。元刊本と明初刊本に異同がある場合、その多くが明初刊本の誤りであるにもかかわらず、ごく一部の例外を除きほとんどすべて北藏本は明初刊本に従う。また、明初刊本における改行の誤りなども、北藏本はすべて踏襲している。目録や附録の内容の一致からも、正統重刊本そして北藏本は明初刊本をそのまま完全に引き写したものであることが分かる。さらに北藏本では既述のように全体を本来の上下二巻から八巻に仕立て直しており、それはそのまま後の大藏経に受け継がれていく。ただし八巻に仕立て直したのが、正統重刊の段階からなのか、万暦北藏刊刻の段階からなのかは分からぬ。

以上の考察をふまえて、『勅修百丈清規』の版本について次のようにまとめることができる。中国に残る明初刊本はテキストの誤りが多く問題のある刊本であり、元刊本の若干の誤刻を正すために有用なものである。そしてすべての大藏経諸本のもとになる北藏本は明初刊本のテキストをそのまま引き写しただけであるうえに、構成上不適切な改編が加えられて本来の体裁を残していないことから考えて、よるべきではない。元代に編纂された『勅修百丈清規』のもともとの体裁を伝える最も信頼すべき版本は、日本のみに残された現存唯一の元刊本と五山版（文和刊本）なのである。中国禅宗史上の最重要文献のひとつである『勅修百丈

清規』の最良の版本が日本に残されていること自体、十四世紀後半、すなわち元末から明初にかけての時代の日中交流の盛況を今に伝えるまたとない証拠であると言えるだろう。

【註】

- (1) ただし、古清規原本の存在はあくまで伝承上のものであり、そもそも実在したかどうかも疑わしい。十四世紀前半の『勅修百丈清規』編纂当時には恐らく百丈山に百丈懷海塔銘の碑石が現存していたと考えられ、『勅修百丈清規』の巻末に碑文が著録されているが、そこには清規について何ら触れるところがない。この事実は古清規原本の存在をいっそう疑わせるものである。
- (2) 元末から明初にかけて、禅宗清規の影響によって、律宗や教宗といった他宗派でも、『律苑事規』や『教苑清規』が編纂されて、禅宗における『勅修百丈清規』と同じ役割を果たすことになる。
- (3) 室町時代の日本五山の状況に『勅修百丈清規』が適合し、広く受け入れられたことについては、今枝愛真『中世禅宗史の研究』（東京大学出版会、一九七〇）においてつとに指摘されている。
- (4) この版本については、入矢義高氏による紹介がある。（「元刊百丈清規について」、『石濱先生古稀記念東洋学論叢』関西大学、一九五八）
- (5) 一例を挙げれば、巻頭附録の文書の四葉表に「開讀」という言葉の注記として上部に「私開讀兩字、近得入明使者新説。」とあり、「入明使者」という言葉から明らかに室町時代に記されたものであることが分かる。
- (6) 『涵芬樓餘書録』（商務印書館、一九五一排印本）子部九〇葉裏。

勅修百丈清規二巻 元至元刊本 六冊

題大智庵聖禪寺住持臣僧德輝奉勅重編、大龍翔集慶寺住持臣僧大訴奉勅校正。卷首目録、凡九章。一祝釐、二報恩、三報本、四尊祖、五住持、爲上巻。六兩序、七大衆、八節臘、九法器、爲下巻。後附著、爲本山祖師塔銘、暨本堂新舊各序、尚有日用寒暄文、及祖師行錄、寺產四至。卷末有西蜀古渝助縁劉普權・蘇善明・劉福祐一行、蓋捐資鋟梓者也。按清規爲唐洪州百丈山懷海禪師所創、宗門矩範、梵刹奉行、歷宋及元、漸有損益。法嗣德輝等於元統三年奉勅重修校印。楊億原序、至元丙子歐陽玄序、至元後戊寅德輝序。紀述綦詳、讀之可知梗概。傳是樓書目、亦有是書、指德輝爲明人、由至元戊寅至洪武戊申、紀元相距才三十年、其時德輝自可生存也。半葉十行、行二十四字、大小同數、寫印絕精。

藏印 唯我 慧一之印

- (7) 五山版については、十本を超える数多くの版本の残存していることが駒沢『禅籍目録』（駒沢大学図書館、一九六二）や川瀬一馬『五山版の研究』（日本

古書籍商協会、一九七〇。上冊四二七頁。図版は下冊一三四～一三六頁)より確認される。五山版を三種に大別するのはさしあたり川瀬氏の研究による。

- (8) 古鏡明千の伝記については、玉村竹二『五山禪籍伝記集成』(講談社、一九八三)一八九～一九〇頁。文和五年刊本の古鏡の刊語は次のようなものである。(前掲川瀬「五山版の研究」下冊一三四頁の図版参照)

龍翔笑隱・百丈東陽廻天下名師也。同時

奉

勅以重縞校正百丈古清規本，寔

元朝叢林之盛典也。厥礼數頭末便于觀

覽者，智者・東林兩本之所不及矣。予故募

縁繡梓于板，以廣其流通云了。

文和丙申王春初吉前真如明千謹跋

法橋永尊雕開

- (9) 北京図書館蔵明初刊本、巻上17葉裏5行目：「疏語」、同33葉裏6行目：「嗣法師遣書至」、同34葉裏5行目：「當代住持受請」、同37葉表3行目：「西堂頭首受請」、同37葉表9行目：「受請人陞座」の五カ所は改行すべきところで改行していない。北蔵本はこのあやまりを全て踏襲する。

- (10) 線装書局より二〇〇〇年に『永楽北藏』全二〇〇冊が出版され、北藏の全貌を初めて通覧することができるようになった模様であることを付言しておく。

- (11) 北藏については、長谷部幽蹊『明清仏教研究資料—文献之部一』(駒田印刷、一九八七)を参照。明代の大蔵經に入れられた禪籍については、椎名宏雄『宋元版禪籍の研究』(大東出版社、一九九三)第三章「明代以降の大蔵經と宋元版禪籍」を参照、「明蔵所収禪籍一覧」を載せる。

- (12) 前掲長谷部氏著書のほか、野沢佳美『明代大蔵經史の研究』(汲古書院、一九九八)第一〇章「南蔵の函・巻数の変遷と出入仏典」。

- (13) 例えば、巻四に入れられている大衆章序は次の巻五に入れるべきである。巻七に入れられた大衆章最後の版帳式は巻六に入れるべきである。

- (14) 「日用寒暄文」は、明初刊本・北蔵本いずれも目録に載せられるものの、実際には収録されていない。